

# 藤岡市外へ住所を移される方へ 【転出】

新しい住所に住み始めた日から14日以内に新住所地で下記のことを揃え転入の手続きをお願いいたします。

- |  |                    |
|--|--------------------|
| 1. 転出証明書   | 3. 年金手帳（国民年金加入者の方） |
| 2. 本人確認書類（官公署発行の顔写真付き）<br>（外国人の方は在留カード・特別永住者証明書） | 4. マイナンバーカード       |

【開庁時間】 午前8時30分～午後5時15分（土日・祝日を除く）

- ・藤岡市役所 本庁 0274-22-1211（代） 〒375-8601 藤岡市中栗須327番地
- ・鬼石総合支所 0274-52-3111（代） 〒370-1492 藤岡市鬼石170番地1

【夜間窓口】※お受けできない手続きがございます。ご利用する場合、事前に担当課へご確認ください。

- ・藤岡市役所 本庁舎1階（市民課／保険年金課／納税相談課／税務課）  
毎週水曜日 午後5時15分～午後8時（祝日を除く）

ご不明な点などございましたらお気軽に担当課までお問い合わせください。

※通知カードは、番号法施行令の一部改正により氏名、住所等の記載事項に変更がない場合又は正しく変更手続きがとられている場合に限り利用可能となります。（令和2年5月25日以降変更手続きは行えません。）

対象者	担当課	藤岡市役所で必要な手続き 『手続き名』◎手続きに必要なもの	◎転入先で必要なもの
印鑑登録 をされていた方	本庁舎 1階 (③・④番窓口)	☆『印鑑登録証の返納』 ※転出日で自動的に廃止となりますので、改めての手続きは必要ありません。	必要な方は、転入先でご相談の上、印鑑登録申請をしてください。
マイナンバーカード をお持ちの方	市民課 市民窓口係 直通40-2256	『特に手続きは不要です』 転入先で継続利用の手続きが必要です。 ※転出日から一定期間内に転入しない場合、カードが失効することがあります。	◎マイナンバーカード ◎マイナンバーカードの暗証番号
登録型本人通知制度 に登録されている方		☆『本人通知制度事前登録変更・廃止届』 ◎本人通知制度事前登録（変更・廃止）届出書 ◎本人確認書類	
国民健康保険 に加入されている方	本庁舎 1階 (⑥番窓口) 保険年金課 国保係 直通40-2822	☆藤岡市の国保に加入することを希望する学生 『資格確認書等の差替え』 ◎資格確認書等 ◎在学証明書または学生証  ☆施設入所の方で住所地特例となる方 『資格確認書等の差替え』 ◎資格確認書等 ◎施設の資料  ☆上記以外の方 『資格確認書等の返却』 ◎資格確認書等	転入先の担当課へ藤岡市で国民健康保険に加入していることをお伝えください。           転入先の担当課へご相談ください。
75歳以上 (一定以上障害のある 65歳以上) の方	本庁舎 1階 (⑤番窓口) 保険年金課	☆『後期高齢者医療資格喪失届』 『後期高齢者医療資格確認書の返却』 ◎後期高齢者医療資格確認書 ◎マイナンバーカード（または※通知カードと顔写真身分証明書）	◎負担区分等証明書  ※施設入所で住所地特例となる方は負担区分等証明書は必要ありません。
福祉医療費 受給資格者証 (ピンク色) をお持ちの方	医療年金係 直通40-2259	☆『福祉医療費受給資格者証の返却』 『福祉医療費受給資格喪失届』 『福祉医療費受給資格者証交付状況証明書申請』（県内へ住所を移すときのみ） ◎福祉医療費受給資格者証	◎福祉医療費受給資格者証交付状況証明書（県内へ住所を移すときのみ） 等必要な場合がありますので、転入先の担当課へご相談ください。
市税等の未納 のある方	本庁舎 1階 (⑦番窓口) 納税相談課 納税係 直通40-2831	『市税等未納額の納付』 <b>市税等に未納額がある方は、必ず納税係へご相談ください。</b>	
軽自動車等の 所有者・使用者	本庁舎 1階 (⑧番窓口) 税務課 市民税係 直通40-2803	☆『原動機付自転車等の廃車手続き』  ◎軽自動車税廃車申告書兼標識返納書 ◎標識（ナンバープレート） 廃車せずに名義変更をする場合等は担当課へご相談ください。	転入先で標識交付を受ける方 ◎廃車証明書（廃車手続き時に藤岡市が発行） ◎軽自動車税申告（報告）書兼標識交付申請書 その他必要な場合がありますので、転入先の担当課へご相談ください。

☆の付いた手続きは鬼石総合支所鬼石振興課 鬼石住民係でも行えます。

裏面に続きます

対象者	担当課	藤岡市役所で必要な手続き 『手続き名』・手続きに必要なもの	◎転入先で必要なもの
<b>犬</b> <small>を飼っている方</small>	<b>本庁舎 1階</b> 環境課 生活環境係 直通40-2264	『特に手続きは不要です』 転入先で犬及び所有者の所在地変更手続きをしてください。	◎犬の鑑札、愛犬手帳、 犬の登録情報がわかるもの 等が必要になりますので、転入先の担当課へご相談ください。
<b>市営住宅</b> <small>にお住まいの方</small>	<b>中庁舎 1階</b> 建築課 住宅係 直通40-2326	『各種届・申請等』 担当：住宅係へご相談ください。	
<b>上・下水道の使用を中止</b> <small>される方</small>	<b>東庁舎 1階</b> 経営課 料金担当 直通22-1951	『使用中止の届出』 電話での受付も可能です。なお、料金の精算が必要になります。土・日・祝日も開庁時間内は受付をしております。	
<b>障害者手帳 (身体・知的・精神)</b> <small>をお持ちの方</small> <b>特別障害者手当等 心身障害者扶養共済年金</b> <small>を受給・加入・管理されている方</small> <b>障害福祉サービス 自立支援医療</b> <small>(更生・育成・精神通院医療)</small> <small>を受けていた方</small>	<b>福社会館 1階</b> 福祉課 障害福祉係 直通40-2384	手続きが必要な場合がありますので、福祉課へご連絡ください。	◎障害者手帳 ◎マイナンバーカード 等必要な場合がありますので、転入先の担当課へご相談ください。 ◎障害支援区分認定証明書 ◎障害福祉サービス受給者証 ◎自立支援医療受給者証 等必要な場合がありますので、転入先の担当課へご相談ください。
<b>介護保険の 要介護・要支援認定</b> <small>を受けている方</small>	<b>福社会館 2階</b> 介護保険課 介護保険係 直通40-2292	施設入所で住所地特例となる方 『特に手続きは不要です』 ----- 上記以外の方 『介護保険証の返却』 ◎介護保険証 『介護保険負担割合証の返却』 ◎介護保険負担割合証	施設入所で住所地特例となる方 特にありません。 ----- 上記以外の方 ◎介護保険受給資格証明書またはマイナンバーカード（または通知カード（※）と顔写真付身分証明書）
<b>児童扶養手当 特別児童扶養手当</b> <small>を受給されている方</small>	子育て・健康センター (藤岡942-1) 子ども課 子ども支援係 直通50-7803	『転出届』	転入先に必要な書類が個別のケースで異なりますので、藤岡市の担当：子ども支援係で転出時にご相談ください。
<b>児童手当受給者</b> (高校生世代(18歳の 年度末)までの子ども) <small>の方</small>	子育て・健康センター (藤岡942-1) 子ども課 子ども支援係 直通50-7803	☆『消滅届』または『申立書』 担当：子ども支援係へご相談ください。 他市町村への転出のみ 電子申請ができます 二次元コードを読み取ってください 	◎本人確認書類 ◎請求者名義の預金通帳 ◎請求者、配偶者のマイナンバーカード ＊子どものマイナンバーカード（子どもと別居の場合） その他必要な場合がありますので、転入先の担当課へご相談ください。
<b>保育所・幼稚園・ 認定こども園</b> <small>に子どもが入園されている方</small>	子育て・健康センター (藤岡942-1) 子ども課 子ども福祉係 直通50-7802	『保育実施解除申請書』 転出後も市内の保育所等を希望する場合は、子ども福祉係へご相談ください。	
<b>妊娠中</b> <small>の方</small>	子育て・健康センター (藤岡942-1) 子育て応援課 母子保健係 直通50-7805	『特に手続きは不要です』 転入先で未使用の妊婦健康診査受診票等の差し替えをしてください。	◎妊産婦・新生児に関する各種健診受診票 ◎母子健康手帳 ◎転入先での「妊婦支援給付金事業」について、転入先担当窓口でご確認ください。
<b>予防接種の予定がある子ども</b> <small>のいる方</small>	子育て・健康センター (藤岡942-1) 健康づくり課 健康増進係 直通50-7801	『特に手続きは不要です』 転入先で接種が済んでいない予防接種の予診票の差し替えをしてください。	◎母子健康手帳
<b>藤岡市若年がん患者在宅療養支援</b> <small>を受けている方</small>	子育て・健康センター (藤岡942-1) 健康づくり課 健康増進係 直通50-7801	『支援事業の中止』 ◎藤岡市若年がん患者在宅療養支援事業利用変更(中止)申請書	新住所地で事業を実施しているかご確認ください。
<b>公立小中学校</b> <small>の子の保護者</small>	<b>教育庁舎 2階</b> 学校教育課 学校指導係 直通50-8212	『特に手続きは不要です』(別紙参照) ただし藤岡市から転出後、引き続き藤岡市内の学校に通学を希望する場合は担当：学校指導係にご相談ください。	